

## 【 憲 法 】

**問題** 次の事例を読み、設問に答えなさい。

税理士法によれば、税理士の業務を行うためには、税理士は税理士会に入会しなければならないものとされている。

さて、A税理士会は、税理士法の改正にあたり、税理士に有利な方向で改正がなされるよう働きかけるため、特定の政党に対する政治資金となることを明示して、特別会費5000円の徴収決議を総会において行った。

A税理士会の会員である税理士Xは、この政党に反対の政治的信念をもっており、特別会費納入を拒否したところ、会費滞納者は役員の見解を停止すると定めた会則により、選挙権を行使できなかった。

そこでXは、本件特別会費の納入義務を負わないことの確認を求めて訴訟を提起した。

### 設問

あなたは、この訴訟を担当する裁判官であるとする。あなたはどのような判断を下すか。述べなさい。

また、本件特別会費が、特定の政党に対する政治資金のためではなく、大地震で大きな損害を被ったB税理士会の復興支援拠出金である場合はどうか。

(参考) 税理士法

第四十九条 税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一の税理士会を設立しなければならない。

2 ……

3 ……

4 ……

5 ……

6 税理士会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部（第四十九条の三第一項に規定する支部をいう。）及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

7 税理士会は、法人とする。

8 税理士会は、その名称中に税理士会という文字を用いなければならない。

第四十九条の十一 税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。